

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

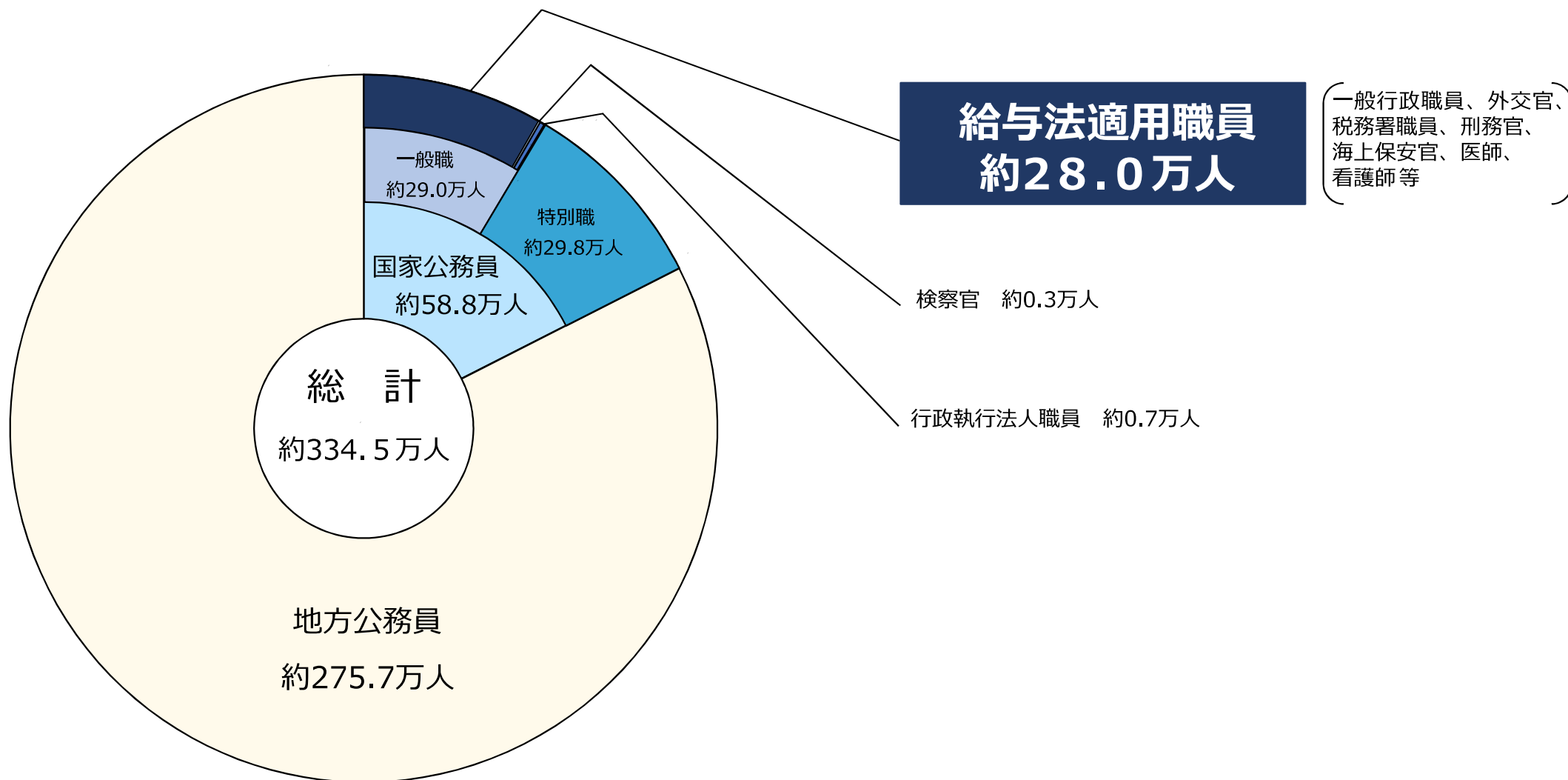
令和3年8月
人 事 院

目次

▶ 給与勧告の対象職員	1
▶ 給与勧告の手順	2
▶ 民間給与との比較	3
▶ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	4
▶ 民間給与との較差	5
▶ 本年の勧告のポイント	6
▶ 国家公務員モデル給与例	7
▶ 給与勧告の実施状況（行政職俸給表（一））	8

給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約58.8万人と、地方公務員約275.7万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約28.0万人です。

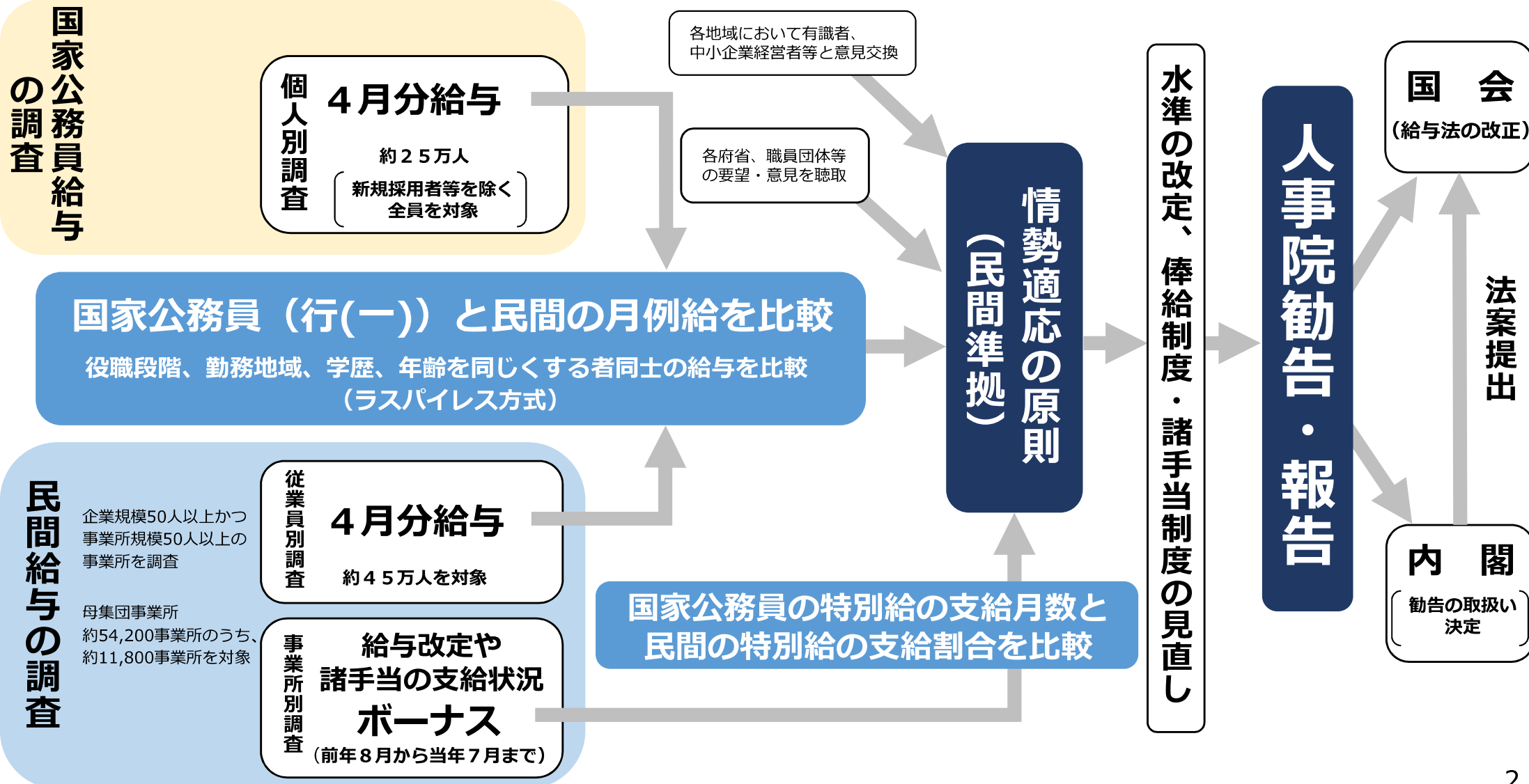


- (注) 1 国家公務員の数とは令和3年度末予算定員等による。
2 地方公務員の数とは総務省「令和2年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

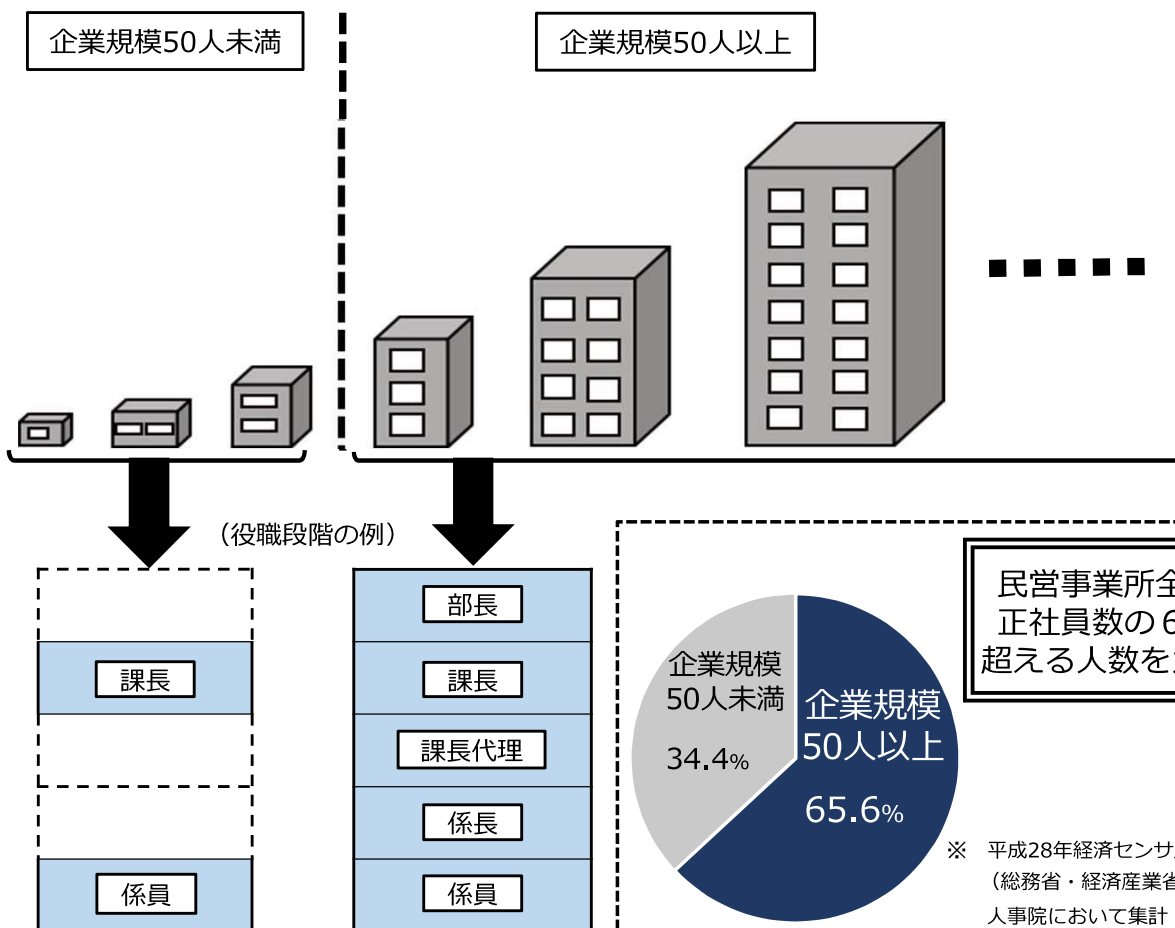
また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



民間給与との比較

調査対象

- 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があることから、同種・同等の者同士による比較が可能
- 現行の調査対象であれば、精緻な調査が可能



比較方法

- 民間給与との比較は、主な給与決定要素を同じくする者同士で比較する必要
- ※ 国家公務員の人員数のウェイトを用いたラスパイレス比較

<主な給与決定要素>

役職段階

(部長、課長、係長、係員等)

勤務地域

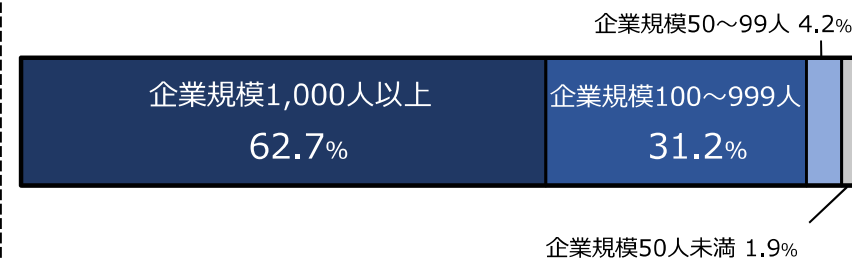
(地域手当1級地(東京23区)～7級地、地域手当非支給地)

年齢

学歴

※ 詳細は「民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）」を参照

(参考) 国家公務員の内定者が内定を得た民間企業の規模

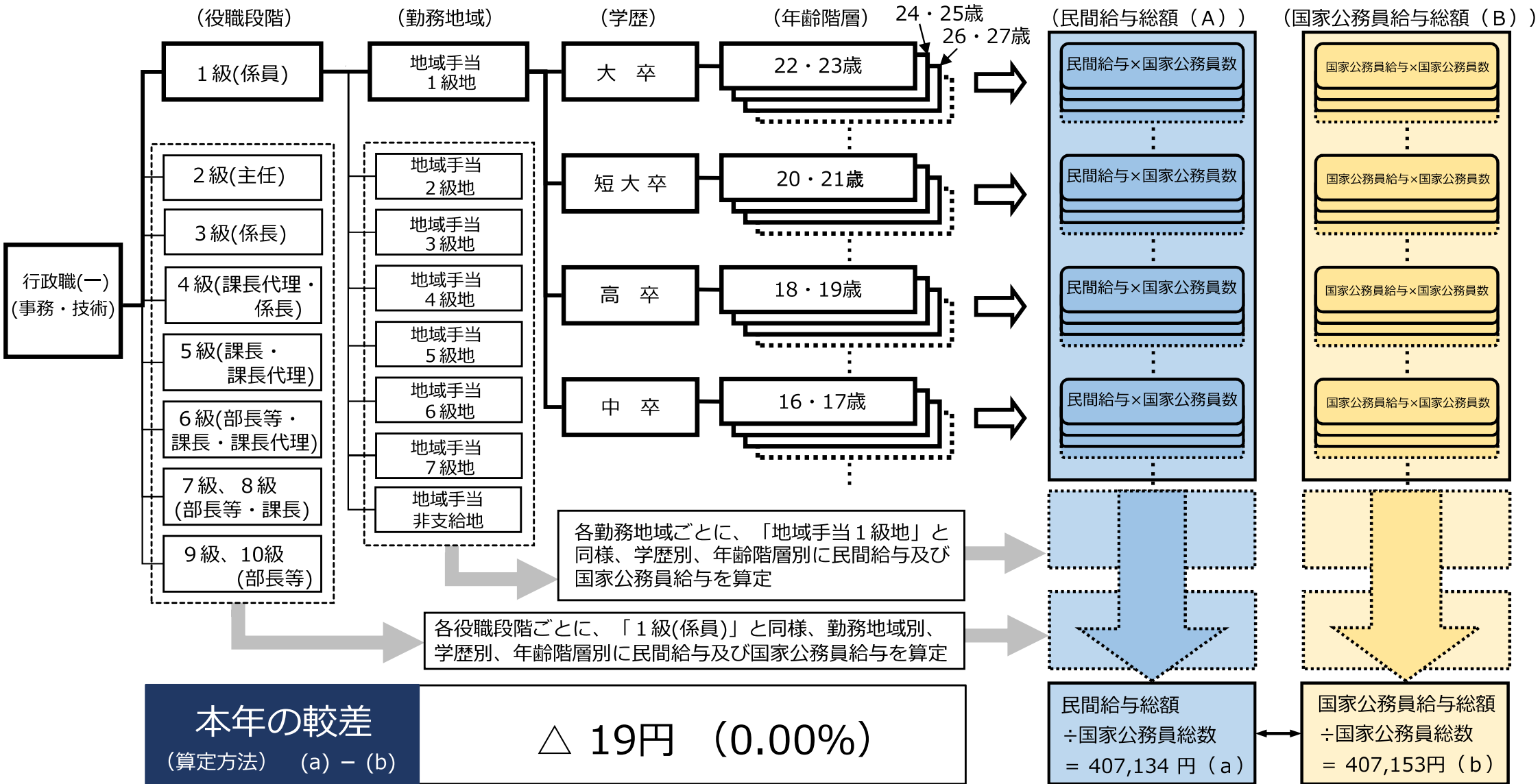


※ 平成27年度の総合職試験及び一般職試験（大卒）の内定者を対象〔人事院調査〕

民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員の平均給与（注1）と、これと条件を同じくする民間の平均給与（注2）のそれぞれに国家公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

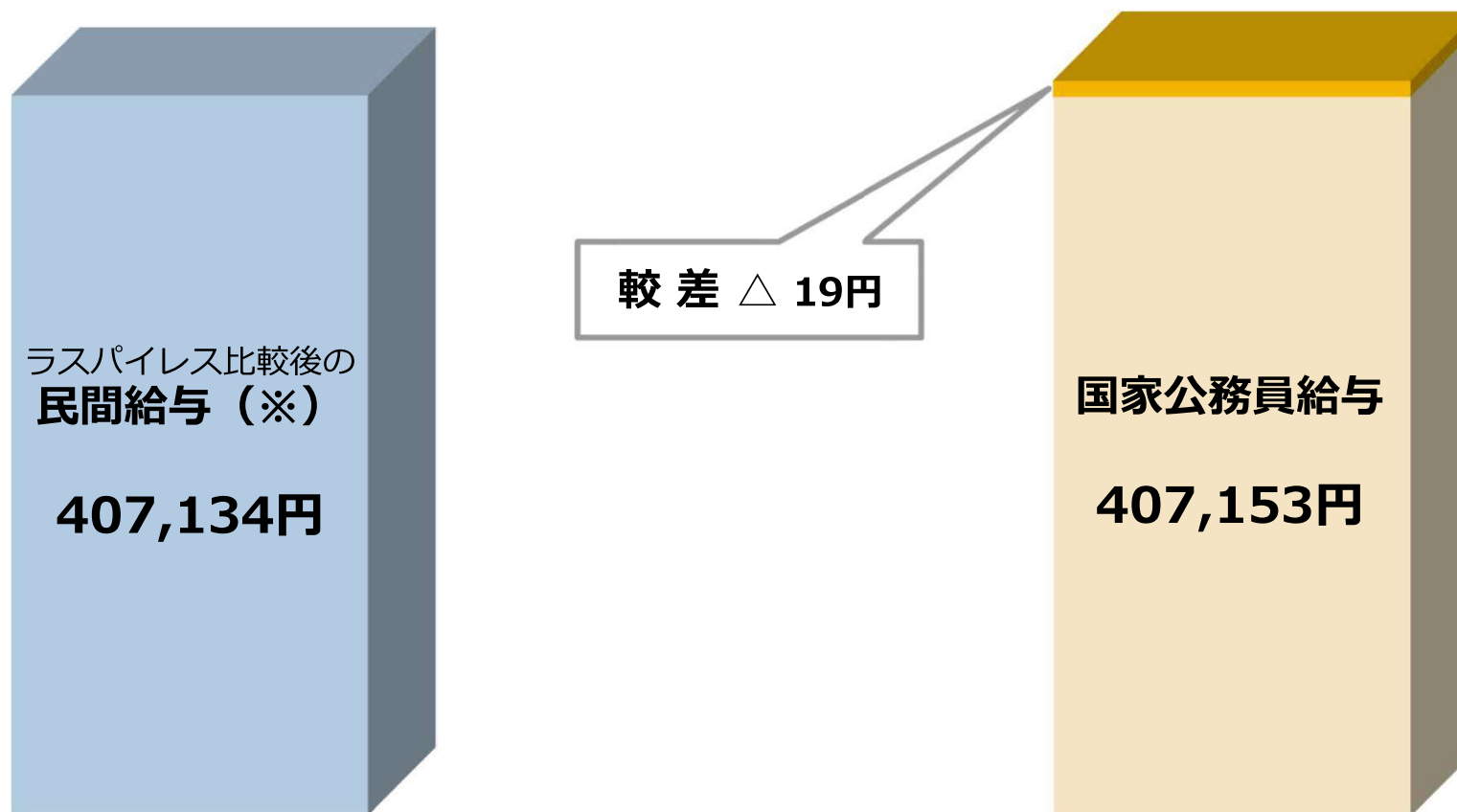


(注1) 令和3年国家公務員給与等実態調査の結果を基に算出

(注2) 令和3年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

民間給与との較差

本年の民間給与との較差は△19円（0.00%）と極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないこととしました。



※ 民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較（P 4 参照）により算出した民間給与額。

～国家公務員の人員構成（役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層）と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの～

本年の勧告のポイント

月例給は改定なし、ボーナスを引下げ（△0.15月分）

1 月例給

- ・民間給与との較差 △19円（0.00%）
- ・民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定なし

2 期末手当・勤勉手当

（法律の公布日から実施）

- ・民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月に改定（現行4.45月）
- ・民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

※ 勧告後の平均給与（行政職俸給表(一)）月額 407,153円 年間給与 6,642,000円（勧告前との差 月額：増減なし 年間給与：△62,000円）

その他の取組

○ 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

○ テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

国家公務員モデル給与例

職 務 段 階	年 齢	勸 告 前		勸 告 後		年間給与額の差
		月 額	年 間 給 与	月 額	年 間 給 与	
係 員	1 8 歳 (一般職試験(高卒)初任給)	円 150,600	円 2,468,000	円 150,600	円 2,446,000	円 △ 22,000
	2 2 歳 (一般職試験(大卒)初任給)	182,200	2,986,000	182,200	2,959,000	△ 27,000
	2 5 歳	193,900	3,178,000	193,900	3,149,000	△ 29,000
	3 0 歳	228,100	3,739,000	228,100	3,704,000	△ 35,000
係 長	3 5 歳	273,600	4,544,000	273,600	4,501,000	△ 43,000
	4 0 歳	299,000	4,966,000	299,000	4,919,000	△ 47,000
地方機関課長	5 0 歳	413,200	6,730,000	413,200	6,670,000	△ 60,000
本府省課長補佐	3 5 歳	435,320	7,224,000	435,320	7,155,000	△ 69,000
本 府 省 課 長	5 0 歳	749,400	12,659,000	749,400	12,534,000	△ 125,000
本 府 省 局 長	—	1,074,000	17,804,000	1,074,000	17,653,000	△ 151,000
事 務 次 官	—	1,410,000	23,374,000	1,410,000	23,175,000	△ 199,000

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、俸給(行政職(一)及び指定職)、地域手当、俸給の特別調整額及び本府省業務調整手当を基礎に算出

- 地方機関課長：俸給の特別調整額(46,300円)
- 本府省課長補佐：地域手当(20%)及び本府省業務調整手当(39,200円)
- 本府省課長：地域手当(20%)及び俸給の特別調整額(130,300円)
- 本府省局長・事務次官：地域手当(20%)

給与勧告の実施状況（行政職俸給表(一)）

	月例給	特別給（ボーナス）		行政職(一)職員の 平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成23年	△ 0.23%	3.95月	-	△ 1.5万円	△ 0.2%
平成24年	-	3.95月	-	-	-
平成25年	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%
平成27年	0.36%	4.20月	0.10月	5.9万円	0.9%
平成28年	0.17%	4.30月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成29年	0.15%	4.40月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成30年	0.16%	4.45月	0.05月	3.1万円	0.5%
令和元年	0.09%	4.50月	0.05月	2.7万円	0.4%
令和2年	-	4.45月	△ 0.05月	△ 2.1万円	△ 0.3%
令和3年	-	4.30月	△ 0.15月	△ 6.2万円	△ 0.9%